

令和7年度 高知市スクールソーシャルワーカー（常勤）募集要項

1 職務内容

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係諸機関とのネットワークの構築、連携・調整、高知市教育委員会が行う連絡協議会等への出席
- (3) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (4) 学校内におけるチーム支援体制の構築、支援、及び、教職員等への研修活動
- (5) 高知市に所属するスクールソーシャルワーカーへの指導や援助 他

2 募集予定人数 若干名

3 雇用予定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 勤務条件等（予定）

- (1) 勤務時間 9時00分～17時45分 (2) 週休日等 土、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで
- (3) 休憩時間 1時間 (4) 時間外勤務 あり（臨時又は緊急の必要がある場合）
- (5) 給与等 月額 213,600円～225,600円（職務経験による。別途期末勤勉手当・通勤手当等の支給あり）
- (6) 各種保険等 原則、雇用保険、健康保険及び厚生年金に加入
- (7) 身分 地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員となり「服務に関する規定」など地方公務員法が適用される。

5 応募できる者

次の各号に該当する者

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業したこと
 - イ 同法に基づく高等学校を卒業し、かつ、公的機関又は民間企業等で5年以上の勤務経験を有すること
- (2) 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有すること又はスクールソーシャルワーカーとして職務内容を理解し教育と福祉の両面に関して、専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野における職務に2年以上従事した経験を有すること

6 応募できない者

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 応募手続き

- (1) 受付期限 令和7年4月11日（金） 17時15分まで
- (2) 応募方法 市販の履歴書に写真を添付したもの1部を、高知市教育研究所まで持参又は郵送のこと
※ 履歴書を持参する場合は、8時30分～17時15分とする（土日祝日を除く）
〒781-8010 高知市棧橋通二丁目1-50 高知市教育研究所 教育相談班
（アスパルこうち：高知市青年センター・教育研究所複合施設 2階）

8 選考方法

面接により決定する。面接日時については個別に連絡する。

※ 面接場所：高知市棧橋通二丁目1-50 アスパルこうち3階

※ 選考の結果、採用候補者となった者には個別に連絡する。

9 決定通知

採用候補者の中から、採用を決定した者には、正式な決定通知を発送する。採用決定とならなかった者も、欠員が生じた際には追加で採用する場合がある。採用候補者としての効力は、令和7年4月末日までとする。

10 問い合わせ先

高知市教育研究所 教育相談班 電話 088-832-4498・4498